

道路法施行令別表(単価比較)

第一級地	...	北海道内該当なし
第二級地	...	札幌市
第三級地	...	函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、北広島市
第四級地	...	釧路市、帯広市、江別市、千歳市、滝川市、砂川市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、北斗市、七飯町、岩内町
第五級地	...	上記記載以外の市町村

改定単価		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	第一級地 1,600円
			第二級地 660円
			第三級地 440円
			第四級地 350円
			第五級地 300円
	第2種電柱	1本につき1年	第一級地 2,400円
			第二級地 1,000円
			第三級地 680円
			第四級地 540円
			第五級地 470円
	第3種電柱	1本につき1年	第一級地 3,300円
			第二級地 1,400円
			第三級地 920円
			第四級地 730円
			第五級地 630円
	第1種電話柱	1本につき1年	第一級地 1,400円
			第二級地 590円
			第三級地 400円
			第四級地 320円
			第五級地 270円
第2種電話柱	1本につき1年	第一級地 2,300円	
		第二級地 950円	
		第三級地 630円	
		第四級地 500円	
		第五級地 440円	
第3種電話柱	1本につき1年	第一級地 3,100円	
		第二級地 1,300円	
		第三級地 870円	
		第四級地 690円	
		第五級地 600円	
その他の柱類	1本につき1年	第一級地 140円	
		第二級地 59円	
		第三級地 40円	
		第四級地 32円	
		第五級地 27円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	第一級地 14円	
		第二級地 6円	
		第三級地 4円	
		第四級地 3円	
		第五級地 3円	
地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	第一級地 8円	
		第二級地 4円	
		第三級地 2円	
		第四級地 2円	
		第五級地 2円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地 1,400円	
		第二級地 580円	
		第三級地 390円	
		第四級地 310円	
		第五級地 270円	
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	第一級地 850円	
		第二級地 350円	
		第三級地 240円	
		第四級地 190円	
		第五級地 160円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地 2,800円	
		第二級地 1,200円	
		第三級地 790円	
		第四級地 630円	
		第五級地 540円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	第一級地 1,200円	
		第二級地 500円	
		第三級地 330円	
		第四級地 270円	
		第五級地 230円	
広告塔	表示面積1㎡につき1年	第一級地 19,000円	
		第二級地 3,800円	
		第三級地 1,700円	
		第四級地 960円	
		第五級地 670円	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 2,800円	
		第二級地 1,200円	
		第三級地 790円	
		第四級地 630円	
		第五級地 540円	
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 59円
			第二級地 25円
			第三級地 17円
			第四級地 13円
			第五級地 11円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 85円
			第二級地 35円
			第三級地 24円
			第四級地 19円
			第五級地 16円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 130円
			第二級地 53円
			第三級地 36円
			第四級地 28円
			第五級地 24円
外径が0.15m以上の0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 170円	
		第二級地 71円	
		第三級地 47円	
		第四級地 38円	
		第五級地 33円	
外径が0.2m以上の0.3m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 250円	
		第二級地 110円	
		第三級地 71円	
		第四級地 57円	
		第五級地 49円	

現行単価		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	第一級地 1,400円
			第二級地 610円
			第三級地 430円
			第四級地 360円
			第五級地 310円
	第2種電柱	1本につき1年	第一級地 2,100円
			第二級地 940円
			第三級地 660円
			第四級地 550円
			第五級地 480円
	第3種電柱	1本につき1年	第一級地 2,800円
			第二級地 1,300円
			第三級地 900円
			第四級地 740円
			第五級地 650円
	第1種電話柱	1本につき1年	第一級地 1,200円
			第二級地 550円
			第三級地 390円
			第四級地 320円
			第五級地 280円
第2種電話柱	1本につき1年	第一級地 1,900円	
		第二級地 870円	
		第三級地 620円	
		第四級地 510円	
		第五級地 450円	
第3種電話柱	1本につき1年	第一級地 2,700円	
		第二級地 1,200円	
		第三級地 850円	
		第四級地 700円	
		第五級地 620円	
その他の柱類	1本につき1年	第一級地 120円	
		第二級地 55円	
		第三級地 39円	
		第四級地 32円	
		第五級地 28円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	第一級地 12円	
		第二級地 5円	
		第三級地 4円	
		第四級地 3円	
		第五級地 3円	
地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	第一級地 7円	
		第二級地 3円	
		第三級地 2円	
		第四級地 2円	
		第五級地 2円	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地 1,200円	
		第二級地 540円	
		第三級地 380円	
		第四級地 310円	
		第五級地 270円	
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	第一級地 730円	
		第二級地 330円	
		第三級地 230円	
		第四級地 190円	
		第五級地 170円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地 2,400円	
		第二級地 1,100円	
		第三級地 770円	
		第四級地 640円	
		第五級地 560円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	第一級地 1,000円	
		第二級地 460円	
		第三級地 320円	
		第四級地 270円	
		第五級地 240円	
広告塔	表示面積1㎡につき1年	第一級地 19,000円	
		第二級地 3,800円	
		第三級地 1,900円	
		第四級地 1,100円	
		第五級地 760円	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 2,400円	
		第二級地 1,100円	
		第三級地 770円	
		第四級地 640円	
		第五級地 560円	
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 51円
			第二級地 23円
			第三級地 16円
			第四級地 13円
			第五級地 12円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 73円
			第二級地 33円
			第三級地 23円
			第四級地 19円
			第五級地 17円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 110円
			第二級地 49円
			第三級地 35円
			第四級地 29円
			第五級地 25円
外径が0.15m以上の0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 150円	
		第二級地 66円	
		第三級地 46円	
		第四級地 38円	
		第五級地 34円	
外径が0.2m以上の0.3m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 220円	
		第二級地 98円	
		第三級地 70円	
		第四級地 57円	
		第五級地 50円	

改定単価			
占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 340円
			第二級地 140円
			第三級地 95円
			第四級地 76円
			第五級地 65円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 590円
			第二級地 250円
			第三級地 170円
			第四級地 130円
			第五級地 110円
	外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 850円
			第二級地 350円
			第三級地 240円
			第四級地 190円
			第五級地 160円
	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 1,700円
第二級地 710円			
第三級地 470円			
第四級地 380円			
第五級地 330円			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地 2,800円
			第二級地 1,200円
			第三級地 790円
			第四級地 630円
			第五級地 540円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	AIに0.005を乗じて得た額
			AIに0.008を乗じて得た額
			AIに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 9,700円
			第二級地 1,900円
			第三級地 870円
			第四級地 480円
			第五級地 340円
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 5,800円
			第二級地 1,100円
			第三級地 520円
			第四級地 290円
			第五級地 200円
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 2,800円
			第二級地 1,200円
			第三級地 790円
第四級地 630円			
第五級地 540円			
6法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	第一級地 190円
			第二級地 38円
			第三級地 17円
			第四級地 10円
			第五級地 7円
その他のもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円	
		第二級地 380円	
		第三級地 170円	
		第四級地 96円	
		第五級地 67円	
7法第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	第一級地 1,900円
			第二級地 380円
			第三級地 170円
			第四級地 96円
			第五級地 67円
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 19,000円
			第二級地 3,800円
			第三級地 1,700円
			第四級地 960円
			第五級地 670円
	標識	1本につき1年	第一級地 2,300円
			第二級地 950円
			第三級地 630円
			第四級地 500円
			第五級地 440円
	旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
第二級地 38円			
第三級地 17円			
第四級地 10円			
第五級地 7円			
その他のもの	1本につき1月	第一級地 1,900円	
		第二級地 380円	
		第三級地 170円	
		第四級地 96円	
		第五級地 67円	
幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	第一級地 190円
			第二級地 38円
			第三級地 17円
			第四級地 10円
			第五級地 7円
その他のもの	その面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円	
		第二級地 380円	
		第三級地 170円	
		第四級地 96円	
		第五級地 67円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地 19,000円
			第二級地 3,800円
			第三級地 1,700円
			第四級地 960円
			第五級地 670円
その他のもの	1基につき1月	第一級地 9,700円	
		第二級地 1,900円	
		第三級地 870円	
		第四級地 480円	
		第五級地 340円	
第7条第2号に掲げる工作物			第一級地 2,800円
			第二級地 1,200円
			第三級地 790円
			第四級地 630円
			第五級地 540円
第7条第3号に掲げる施設			AIに0.034を乗じて得た額

現行単価			
占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 290円
			第二級地 130円
			第三級地 93円
			第四級地 76円
			第五級地 67円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 510円
			第二級地 230円
			第三級地 160円
			第四級地 130円
			第五級地 120円
	外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 730円
			第二級地 330円
			第三級地 230円
			第四級地 190円
			第五級地 170円
	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 1,500円
第二級地 660円			
第三級地 460円			
第四級地 380円			
第五級地 340円			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地 2,400円
			第二級地 1,100円
			第三級地 770円
			第四級地 640円
			第五級地 560円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの 階数が2のもの 階数が3以上のもの	AIに0.004を乗じて得た額
			AIに0.007を乗じて得た額
			AIに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 9,300円
			第二級地 1,900円
			第三級地 930円
			第四級地 530円
			第五級地 380円
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 5,600円
			第二級地 1,200円
			第三級地 560円
			第四級地 320円
			第五級地 230円
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 2,400円
			第二級地 1,100円
			第三級地 770円
第四級地 640円			
第五級地 560円			
6法第32条第1項第1号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	第一級地 190円
			第二級地 38円
			第三級地 18円
			第四級地 11円
			第五級地 8円
その他のもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円	
		第二級地 380円	
		第三級地 190円	
		第四級地 110円	
		第五級地 76円	
7法第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	第一級地 1,900円
			第二級地 380円
			第三級地 190円
			第四級地 110円
			第五級地 76円
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 19,000円
			第二級地 3,800円
			第三級地 1,900円
			第四級地 1,100円
			第五級地 760円
	標識	1本につき1年	第一級地 1,900円
			第二級地 870円
			第三級地 620円
			第四級地 510円
			第五級地 450円
	旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
第二級地 38円			
第三級地 19円			
第四級地 11円			
第五級地 8円			
その他のもの	1本につき1月	第一級地 1,900円	
		第二級地 380円	
		第三級地 190円	
		第四級地 110円	
		第五級地 76円	
幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	第一級地 190円
			第二級地 38円
			第三級地 19円
			第四級地 11円
			第五級地 8円
その他のもの	その面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円	
		第二級地 380円	
		第三級地 190円	
		第四級地 110円	
		第五級地 76円	
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地 19,000円
			第二級地 3,800円
			第三級地 1,900円
			第四級地 1,100円
			第五級地 760円
その他のもの	1基につき1月	第一級地 9,300円	
		第二級地 1,900円	
		第三級地 930円	
		第四級地 530円	
		第五級地 380円	
第7条第2号に掲げる工作物			第一級地 2,400円
			第二級地 1,100円
			第三級地 770円
			第四級地 640円
			第五級地 560円
第7条第3号に掲げる施設			AIに0.028を乗じて得た額

